

1 補償の対象となる方およびお車の台数・用途車種

保険種類	個人用総合自動車保険 <small>個人用</small>	一般用総合自動車保険 <small>一般用</small>
保険証券に記載される被保険者 (以下「記名被保険者」)	個人	
お車の台数	所有・使用されるお車が1~9台(ノンフリート契約)	
用途車種	・自家用普通乗用車 ・自家用小型貨物車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用軽四輪貨物車 ・キャンピング車 ※レンタカー、教習用自動車は対象外	・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ・自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)

2 ご契約の際にご確認いただきたいこと

1.このパンフレットに記載されている内容は、個人用総合自動車保険・一般用総合自動車保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」などをご確認ください。なお、「ご契約のしおり・普通保険約款および特約集」はセコム損害保険ホームページに掲載しています。

2.ご契約の際には、自動車保険契約申込書に記載された内容に間違いないかどうかを十分にご確認ください。

<特に重要な事項(告知事項)>

- 記名被保険者の情報
- 用途車種などご契約のお車の情報
- お車の所有者情報
- 個人用総合自動車保険をご契約いただく場合はお車の使用目的
- 記名被保険者の免許証の色
- 車台番号・AEB装置の有無(自家用3車種の場合のみ)

- 前契約がある場合、その証券番号・保険会社名・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故の有無・事故件数・前契約の始期/終期等
- お車を沖縄県で保管・使用する場合は、その旨
- お車を教習車やレンタカーとして使用する場合は、その旨
- 記名被保険者の生年月日(記名被保険者が個人で、運転者年齢条件「26歳以上限定補償」または「35歳以上限定補償」を設定した場合)など

万一、ご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

3.前契約を他の保険会社等でご加入されていた場合でも、前年の「ノンフリート等級」や「事故の有無」などの情報を基に、セコム損害保険の自動車保険にて新たに適用する等級を決定いたします。その際、前契約の保険会社等に対し、「ノンフリート等級」「事故有係数適用期間」「事故の有無」「事故件数」「前契約の始期/終期等」など、申込書にも記載された情報の確認をとらせていただきます。事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

4.ご本人やご家族が、他の自動車保険で次の特約をご契約されている場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容についてご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。【ファミリーバイク特約／弁護士費用特約／人身傷害の自動車事故特約／個人賠償責任補償特約】

5.保険期間が1年を超えるときなど、一定の条件を満たすご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ができるクーリングオフ制度がございます。クーリングオフ制度の詳しい内容については「重要事項説明書」に記載されておりますので、ご契約の際にご確認ください。

6.セコム損害保険は損害保険契約者保護機構に加入しております。引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金・解約返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。こうした場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、補償対象契約として、一定金額まで保護の対象となります。(詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。)

7.セコム損害保険の代理店(損害保険募集人)はセコム損害保険との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収証の発行、契約の管理業務等を行っております。したがいまして、セコム損害保険の代理店と有効に成立したご契約につきましては、セコム損害保険と直接締結されたものとなります。

3 ご契約後にご注意いただきたいこと

次のような場合には、ただちに取扱代理店またはセコム損害保険までご連絡ください。ご連絡をいたただくのが遅れたり、ご連絡いただけなかった場合、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

- ご住所の変更 ■お車の登録番号・車両番号の変更
- お車の譲渡 ■記名被保険者の変更
- お車の入替 ■お車がレンタカーとなった場合、レンタカーでなくなった場合
- お車の用途車種変更 ■お車が教習車となった場合、教習車でなくなった場合
- お車の使用目的の変更(個人用のみ)
- お車を沖縄県で保管・使用することになった場合、沖縄県で保管・使用しなくなった場合
- 前契約の事故件数が変更となった場合
- 車台番号・AEB装置の有無の変更(自家用3車種の場合のみ)など

4 万一、事故が発生してしまったときはただちにご連絡を!

1.事故が発生したときは、事故の状況、損害額の大小を問わず、ただちに取扱代理店またはセコム損害保険へご連絡ください。

2.事故の相手との示談交渉や、事故にあわれたお車を修理する場合には、必ず事前にセコム損害保険へご連絡ください。セコム損害保険へご連絡いただく前に着手されてしまった場合、保険金が減額されることがありますのでご注意ください。

5 保険金をお支払いできない主な場合(×印をつけたもの)

事案	賠償責任保険(対人・対物)	人身傷害保険	搭乗者傷害保険	車両保険
飲酒・無免許・麻薬等運転による運転者本人の傷害および車両損害	—	×	×	×
配偶者・父母・子に対する損害賠償	×	—	—	—
地震・噴火・津波による損害または傷害	×	×	×	×
台風・洪水・高潮による損害または傷害	×	—	—	—
受託物に対する損害賠償	×	—	—	—

事故のご連絡・ご相談

事故受付センター
0120-210-545 受付時間:24時間365日

保険に関するお問い合わせ

お客様相談室
0120-333-962 受付時間:9:00~12:00 13:00~18:00
(月~金曜日(祝日、休日および12月31日~1月3日を除く))

信頼される安心を、社会へ。
SECOMセコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損害ビル

[https://www.secom-spono.co.jp/](http://www.secom-spono.co.jp/)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM
セコム損害



クルマの保険

個人用総合自動車保険 一般用総合自動車保険

セコムの現場急行サービス付



INSURED BY
SECOM GENERAL INSURANCE CO., LTD.
セコムセンター 0120-210-545

「セコムブランド」の安心。

事故が起きたときも

24時間365日
受付対応します。



24時間受付

事故や故障の際は、すぐお電話ください。
セコム損保事故受付センターの専門スタッフが24時間365日対応。深夜や年末年始でも安心です。

事故発生!

緊急対処のプロフェッショナル 「セコムの緊急対処員」がかけつけます。



安全確保

三角表示板・
発炎筒の設置や
障害物の除去



緊急連絡

警察・救急への
連絡やレッカー
などの手配



ケガ確認

お客さま方の
ケガの有無を
確認



事故状況確認

追突、出合頭、
信号無視等、
事故状況を確認



目撃者の確認

目撲者の有無と
その氏名・連絡先
を確認



相手方への対応

相手方のケガの
有無、氏名・
連絡先を確認



現場写真撮影

事故現場・
車両を撮影



セコム損保へ
報告

対応結果を
お客さまのご
要望等と併せて
報告



専門スタッフが相手方と
交渉し解決へ導きます。

示談交渉サービス

セコム損保の専門スタッフ
がお客さまにかわって示談
交渉。対人賠償事故や対物
賠償事故の賠償金支払に
ついて解決に導きます。

→くわしくはP.5

「相手方との示談交渉は、
セコム損保におまかせください」

土日祝日を含め365日初動対応

お客さまのご要望に応じて、事故のご
報告を受付した24時間以内に次の対
応を行います。※

- 相手方へのご連絡
- 修理工場、病院、レンタカー会社へのご連絡
- お客さまへ対応結果のご報告

※土日祝日は電話対応のみとなります。

無料

すべてのご契約に
無料でご提供!

拠点数セキュリティ業界No.1

全国約2,600ヶ所^{*1}
緊急発進拠点からかけつけます。

*1:2024年3月末セコム調べ

ご注意ください

事故現場が山間部、島しょ部、高速道路上など、急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、また天災・大規模災害等の影響により事故現場への到着ができない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。また、事故現場に急行する緊急対処員はセコム損保の社員ではありません。セコム損保の委託を受けて現場に急行しますが、示談交渉等についてはセコム損保の専門スタッフにおまかせください。

レッカー牽引費用 バッテリー上がり^{*2}



最高20万円まで!
事故・故障現場から修理工場等
までのレッカー牽引費用^{*3}
◆20万円に相当するレッカー牽引
距離の目安は、普通乗用車の
場合で約250kmです。



ケーブルをつなぎ
エンジンをスタート

パンク^{*2}



スペアタイヤ交換
※チェーン脱着は対象外

燃料切れ



最大10リットルの
ガソリンお届け
※保険期間中1回まで
※ガソリン代はお客さまの
ご負担となります。

臨時宿泊費用



1名1万円限度

レッカー牽引時に
事故・故障現場の近くで
宿泊せざるを得ない
ときの宿泊費用

代替交通費用



1名2万円限度

レッカー牽引時の
事故・故障現場から
ご自宅または目的地
までの交通費

各種応急対応^{*2}

- キー閉じ込み
- 各種オイル漏れ時の補充・冷却水補充
- 各種灯火類のバルブ、ヒューズ類の交換
- ボルトの締め付け

その他サービス

- 電話故障相談
- レンタカー業者案内
- 帰宅手段案内
- 24時間営業
ガソリンスタンド案内
- 陸送業者手配

ロードアシスタンス

事故や故障で自力走行できなくなったとき、応急サポートやレッカー牽引などの対応をします。また、現場から自宅までの交通費や臨時の宿泊費も対象となります。

すべてのご契約に
自動セット

ロードアシスタンスの注意事項

※ロードアシスタンスのご利用は、ご利用時にセコム損保事故受付センターに
ご連絡いただくことが条件となります。
※ロードアシスタンスのご利用は、ご契約のお車のみとなります。他車運転特
約の対象となる他の自動車やファミリーバイク特約の対象となる原動機付自
転車は対象となりません。
※事故・故障の現場が山間部、島しょ部などの場合や、その他天災等の影響により、
ロードアシスタンスがご提供できないことがあります。

※現場で応急修理できない故障や救援に到着するのに別途費用が必要な場合など、
ロードアシスタンスの無料の範囲を超える費用は、お客さまのご負担となります。
※ロードアシスタンスのうち、レッカー牽引費用(搬送引取費用)、臨時宿泊費用、
代替交通費用は自動セットされる車両搬送時諸費用特約^{*14}から保険金と
してお支払いします。
※詳しくは、「ロードアシスタンスのご利用規約」をご確認ください。なお、サービス
の内容は保険期間中に変更となる場合があります。

選べる!

基本補償



オプション補償

あなたに最適な安 心をお届けします。



相手への補償

▶ P.5~6



ご自身と同乗者の補償

▶ P.7~8



お車の補償

▶ P.9~11



さまざまなお車の補償

▶ P.12~14

基本補償

自動セット特約

対人賠償責任保険
対物賠償責任保険

人身傷害保険
搭乗者傷害保険

車両保険

自損事故傷害特約
無保険車事故傷害特約

他車運転特約
無過失事故に関する特約
他車運転特約(二輪・原付)
お車の入替における自動補償
被害者救済費用等補償特約
継続契約の取扱いに関する特約
心神喪失等による事故の被害者損害補償特約
運転者範囲変更漏れサポート特約
臨時代替自動車特約
車両搬送時諸費用特約

選べる!

オプション補償

任意セット特約

対物超過修理費用特約

人身傷害の自動車事故特約
搭乗者傷害医療保険金の日数払特約

車対車事故および限定危険「車両損害」特約
限定危険「車両損害」特約
車両超過修理費用特約
事故故障代車・身の回り品特約
事故故障代車費用特約／身の回り品補償特約
車両全損時臨時費用特約

弁護士費用特約
個人賠償責任補償特約
ファミリーバイク特約(自損傷害)
ファミリーバイク特約(人身傷害)
搭乗者傷害事業主費用特約

対人賠償責任保険対象外特約
対物賠償責任保険対象外特約

人身傷害対象外特約
搭乗者傷害対象外特約
自損事故傷害対象外特約
無保険車事故傷害対象外特約

車両盗難対象外特約

車両搬送時諸費用特約の不適用に関する特約*2

*1:これらの特約をセットした場合、対象外とした保険にひもづく特約もセットすることができなくなります。

*2:この特約をセットした場合、ロードアシスタンスのすべてのメニューがご利用になれませんのでご注意ください。

(注)自動セット特約・任意セット特約には、セットするにあたり条件があります。

各種区分と表示マークについて

「お車の用途車種」や「契約名称」、「保険の種類」などの各種区分により、セット可能な補償が異なります。本パンフレットでは各補償ごとに対象となる区分を以下のマークで表示しています。

お車の用途車種

表示マーク



全車種
右表①～⑪



自家用
8車種
右表①～⑧



自家用
3車種
右表①～③

用途車種

⑪その他の用途車種
⑩原動機付自転車
⑨二輪自動車

⑧キャンピング車
⑦自家用普通貨物車
(最大積載量0.5トン以下)
⑥自家用普通貨物車
(最大積載量0.5トン超2トン以下)

⑤自家用小型貨物車
④自家用軽四輪貨物車

③自家用普通乗用車
②自家用小型乗用車
①自家用軽四輪乗用車

※販売用自動車、受託自動車、レンタカー、教習用自動車のお取扱いについては、本パンフレットには記載しておりません。詳細は取扱代理店またはセコム損保までお問い合わせください。

契約名称

ご契約される台数により契約名称が異なります。

表示マーク



ノンフリート契約
所有・使用されるお車が1～9台のご契約



フリート契約
所有・使用されるお車が10台以上のご契約

保険の種類

条件により保険の種類が異なります。

表示マーク



個人用総合自動車保険
以下3項目をすべて満たす契約
・ご契約のお車が自家用8車種
・ノンフリート契約
・証券に記載される被保険者が個人の契約



一般用総合自動車保険
個人用総合自動車保険の条件を満たさない全ての契約

相手への補償

事故で他人に
ケガをさせて
しまった!



対人賠償責任保険

保険金額 被害者1名につき 2,000万円~無制限
(一般用は1,000万円~)



事故で相手の車に乗っている方や歩行者などを死傷させてしまったとき、法律上の損害賠償責任を負担することによって発生する損害のうち自賠責保険等による補償額を超える部分について保険金額を限度に補償します。

お支払いする保険金 損害賠償金 損害防止費用 求償権保全費用
緊急費用 協力費用 争訟費用

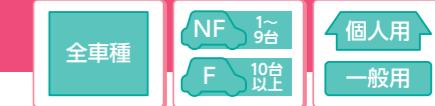
免責金額とは

免責金額とは保険金の一部を自己負担する額のこと。ご契約時に設定し、事故の際は損害額から免責金額を差し引いた額が支払われます。ご契約に定められた免責金額は、申込書等の免責金額欄でご確認ください。

対物賠償責任保険

保険金額 1事故につき 100万円~無制限

免責金額(自己負担額) 0・3・5・10・20万円 一般用の場合は用途車種により設定できる免責金額が異なります。



事故で相手の車や電柱・ガードレールなど、他人の物を壊してしまったときや、ご契約のお車が線路に立ち入って電車等を運行不能にしたとき、法律上の損害賠償責任を負担することによって発生する損害を保険金額を限度に補償します。

お支払いする保険金 損害賠償金 損害防止費用 求償権保全費用 緊急費用
落下物取扱費用 協力費用 争訟費用 原因者負担金

対物賠償責任保険の相手の車の損害に対する補償額は、その車の時価額が上限です。

補償選びの ポイント

自動車事故の損害は、驚くほど高額となることも。

対人・対物賠償責任保険の補償額は「無制限」がおすすめです。

下表は事故による損害額の高額判決例です。確かな安心のために、
対人賠償責任保険・対物賠償責任保険の補償額は「無制限」をおすすめします。

認定総損害額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者年齢・性別	被害者職業	被害者状態
人に対する事故の高額判決例 5億2,853万円	横浜地裁	2011年11月 1日	2009年12月27日	41歳男性	眼科開業医	死亡
4億5,381万円	札幌地裁	2016年 3月30日	2009年 1月 7日	30歳男性	公務員	後遺障害
4億5,375万円	横浜地裁	2017年 7月18日	2012年11月 1日	50歳男性	コンサルタント	後遺障害
認定総損害額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件		
物に対する事故の高額判決例 2億6,135万円	神戸地裁	1994年 7月19日	1985年 5月29日	積荷(呉服・洋服・毛皮)		
1億3,450万円	東京地裁	1996年 7月17日	1991年 2月23日	店舗(パチンコ店)		
1億1,798万円	大阪地裁	2011年12月 7日	2007年 4月19日	トレーラー		

相手方との示談交渉は、セコム損保におまかせください。

対人・対物事故を起こし損害賠償責任が生じたとき、被保険者と相手方の同意が得られれば、

セコム損保がお客さまに代わって相手方との示談交渉を行います。

この場合、セコム損保の選任した弁護士が相手方との交渉にあたることがあります。

お客さま自身で示談交渉する場合も、交渉の進め方や示談書の作成援助などさまざまなサポートをいたします。

※以下の場合は示談交渉サービスを提供することができません。

- 対人賠償事故で自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- 被保険者が負担する賠償額が自賠責保険の支払額の範囲内におさまることが明らかな場合
- 被保険者が正当な理由なくセコム損保への協力を拒んだ場合
- 被保険者が負担する賠償総額が、保険証券に記載された補償額を明らかに超える場合
- 法律上の賠償責任が発生しない場合
- 明らかに免責金額内の事故である場合
- など

相手の車の修理費用が車の時価より高い。



相手の車の修理費用が時価額より高くなったときのために…

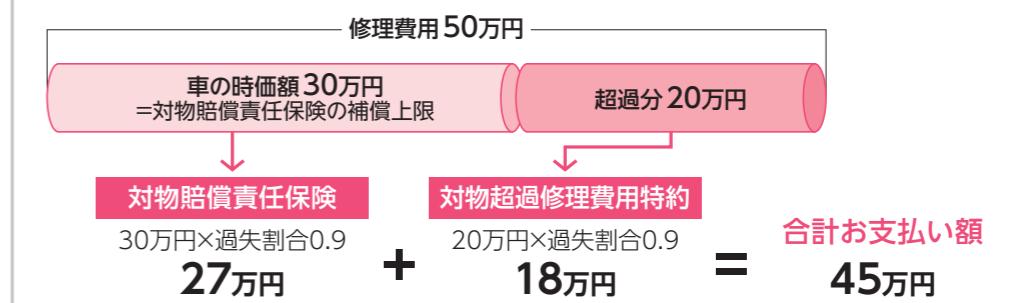
対物超過修理費用特約

保険金額 50万円を限度



相手の車が古い場合など、修理費用がその車の時価額を上回り、対物賠償責任保険で十分に補償できない場合、50万円を限度に補償します。

お支払い例 ……過失割合が「ご自身90:相手10」の事故で、時価額30万円の車に損害を与え、修理費用が50万円かかった場合



補償の対象外
特約について

個人用 「対人賠償責任保険」「対物賠償責任保険」とも、補償を対象外とすることはできません。セットでご加入いただく必要

一般用 「対人賠償責任保険」「対物賠償責任保険」は、それぞれ「対人賠償責任保険対象外特約」「対物賠償責任保険対象外

があります。
特約をセットすることによって、補償を対象外とすることができます。



ご自身と同乗者の補償

事故でケガをして治療費などが必要になった。



ご契約車以外の車で事故にあってケガをした。



補償選びのポイント

補償の対象となる事故の範囲は、人身傷害の自動車事故特約をセットすることにより変わります。

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中の自動車事故	ご契約のお車以外のお車 ^{*2} に搭乗中または歩行中の自動車事故	自転車同士の事故
人身傷害保険	○	✗ ^{*3}	✗
+ 人身傷害の自動車事故特約	○	○ ^{*4}	✗

*2: 人身傷害の自動車事故特約では、ご本人、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を除きます。

*3: 他車運転特約・他車運転特約(二輪・原付)によって補償される場合があります。→P.13

*4: ご本人やご家族が対象となります。

補償の対象外特約について
個人用
一般用

.....「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」については、それぞれ「人身傷害対象外特約」「搭乗者傷害対象外特約」をセットすることによって、補償を対象外とすることができます。ただし、両方の補償を同時に対象外にすることはできません。
.....上記記載の全ての補償について、それぞれ「人身傷害対象外特約」「搭乗者傷害対象外特約」「自損事故傷害対象外特約」「無保険車事故傷害対象外特約」をセットすることによって、補償を対象外とすることができます。
なお、「対人賠償責任保険」「対物賠償責任保険」「車両保険」のいずれにもご加入いただいていない場合は、「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」の補償に加入することができません。

人身傷害保険

保険金額 被保険者1名につき 3,000万円~2億円^{*1}



ご契約のお車に乗っている方(運転者を含む)が自動車事故で死傷されたとき、保険金額を限度に治療費はもちろん、収入減や精神的損害まで広く補償します。

*1: 賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、保険金額を無制限として補償します。

お支払いする保険金
死亡による葬儀費
死亡や後遺障害による逸失利益・精神的損害・その他実費
後遺障害による将来の介護料
傷害による医療費・休業損害・精神的損害
損害防止費用
求償権保全費用

記名被保険者が個人の場合のみセットできます

人身傷害の自動車事故特約



ご本人やご家族が、ご契約のお車以外のお車に乗っているときや、歩いているときなどに起きた自動車事故で死傷されたときも、人身傷害保険の補償対象とする特約です。

本パンフレットにおける「ご本人」「ご家族」とは

「ご本人」とは……記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)をいいます。
「ご家族」とは……ご本人、その配偶者またはこれらの方と同居の親族もしくは別居の未婚の子をいいます。

事故で自分や同乗者がケガをした。



搭乗者傷害保険

保険金額 被保険者1名につき 200万円~1,000万円(死亡保険金)
(一般用は100万円~)



ご契約のお車に乗っている方(運転者を含む)が自動車事故で死傷されたときに、定額の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 死亡保険金 後遺障害保険金 医療保険金

医療保険金には2つの支払方式があります。

部位・症状別払方式

医療保険金は、おけがの部位・症状に応じた金額を、治療を待つことなくスピードーにお受け取りいただけます。

搭乗者傷害保険の医療保険金の お支払い方法

被保険者1名につき次の金額となります。(変更はできません。)

- 入通院日数4日以内: 1万円
- 入通院日数5日以上: 10万円
(ただし右記に該当する場合は、その医療保険金の額)

30万円

50万円

100万円

(注) 上記の「上肢・下肢」には、手指・足指は含まれません。

日数払方式 搭乗者傷害医療保険金の日数払特約

入院・通院日数に応じた金額をお支払いします。(180日限度)

自損事故でケガをしてしまった。



事故の相手が無保険で賠償請求に応じられない。



人身傷害保険をセットせず、対人賠償責任保険をセットした場合に自動セット

自動セット 自損事故傷害特約

保険金額 被保険者1名につき 1,500万円(死亡保険金)



ご契約のお車に乗っている方(運転者を含む)が、

電柱への衝突や崖からの転落などの自損事故で死傷されたとき、

自賠責保険などによる補償が受けられない場合に、保険金をお支払いします。

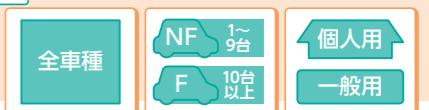
お支払いする保険金 死亡保険金 後遺障害保険金 介護費用保険金 医療保険金

※人身傷害保険をセットしたご契約では人身傷害保険で補償されます。

人身傷害保険をセットせず、対人賠償責任保険をセットした場合に自動セット

自動セット 無保険車事故傷害特約

保険金額 対人賠償保険金額と同額



ご契約のお車に乗っている方(運転者を含む)が、

無保険の相手との自動車事故で死亡または後遺障害を被られたために、

損害賠償を請求できるケースであります。ただし、両方の補償を同時に対象外にすることはできません。

お支払いする保険金 無保険車事故傷害保険金 損害防止費用 求償権保全費用

※人身傷害保険をセットしたご契約では人身傷害保険で補償されます。

なお、無保険車との事故の場合に限り、人身傷害保険の保険金額を無制限として取り扱います。



お車の補償

事故で
車が壊れた。



車両保険

保険金額 ご契約のお車の市場販売価格相当額^{*1} (5万円単位)

免責金額(自己負担額) 0・5・7・10・15・20万円 一般用の場合は用途車種・特約有無別により設定できる免責金額が異なります。

全車種

NF
1~9台
F
10台以上

個人用
一般用

事故によりご契約のお車が損害を受けたとき、保険金額を限度に、修理費から盗難車両の追尾費用まで、幅広く補償します。

*1:被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額

お支払いする
保険金 修理費用^{*2} 損害防止費用 求償権保全費用
運搬・仮修理費用 共同海損による負担額

*2:修理費用が車両保険金額を超える場合や修理できない場合は車両保険金額を上限に補償します。

▶車対車事故および限定危険「車両損害」特約

車両保険の補償範囲を、車対車の事故と、ご契約のお車の走行に起因しない事故などに限定します。

*3
全車種

NF
1~9台
F
10台以上

個人用
一般用

▶限定危険「車両損害」特約

車両保険の補償範囲を、ご契約のお車の走行に起因しない事故などに限定します。

*3
全車種

NF
1~9台
F
10台以上

個人用
一般用

*3:二輪自動車・原動機付自転車・農耕作業用自動車・A種工作車を除く

車両保険で補償される事故の範囲

	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難 ^{*4}	台風・洪水・高潮・竜巻	落書・いたずら・窓ガラス破損	物の飛来・落下	動物との接触	あて逃げ	歩行者・自転車との接触	電柱・ガードレール等に衝突	墜落・転落	地震・噴火・津波
一般車両保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
車対車事故および限定危険「車両損害」特約セット	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
限定危険「車両損害」特約セット	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

*4:身の回り品の盗難は補償されません。また、ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合の盗難による損害も補償されません。

補償選びの ポイント

ご契約のお車が盗難^{*5}にあったときも、セコム損保ならここまで補償!

*5:付属品等、お車の一部分のみの盗難を除きます。

お車の追尾

1、2に要した費用を1事故につき5万円まで補償

1車両位置追跡装置によるお車の位置検索
2お車のもとへ緊急対処員等が急行

お車発見!
お車発見!

お車の引取

お車の引取に
要した費用を補償

お車のクリーニング

引取後、車内のクリーニング
(清掃)に要した費用を
1事故につき3万円まで補償

免責金額とは

免責金額とは保険金の一部を自己負担する額のこと。ご契約時に設定し、事故の際は損害額から免責金額を差し引いた額が支払われます。ご契約に定められた免責金額は、申込書等の免責金額欄でご確認ください。

保険始期年月が初度登録年月から25か月超の場合にセットできます

車両超過修理費用特約

保険金額 50万円を限度

8車種

NF
1~9台
F
10台以上

個人用
一般用

車の修理費用が
車両保険金額より
高い。



事故や故障で
いろいろなお金が
かかった。



事故故障代車・身の回り品特約

2つの特約の組み合わせにより、
事故や故障に付随して発生する
さまざまな損害を補償します。

車両保険をセットした場合にセットできます

▶事故故障代車費用特約

保険金額 支払限度日額5,000円・7,000円・10,000円
(1回につき事故の場合は最長30日・故障の場合は最長15日まで)

8車種

NF
1~9台
F
10台以上

個人用
一般用

車両保険の補償対象となる事故や故障^{*6}によりお車が使用できず負担した、レンタカー費用を補償します。

*6:走行不能となり走行不能となった地から修理工場等に搬送された故障に限ります。

▶身の回り品補償特約

保険金額 30万円を限度 免責金額 5,000円

8車種

NF
1~9台
F
10台以上

個人用
一般用

事故により、お車の室内やトランク内の日常生活用動産に発生した損害を補償します。

※身の回り品の盗難損害だけが発生した場合は補償の対象となりません。

事故故障代車・身の回り品特約 組み合わせ

× セットされません

セットコード	個人用		個人用		一般用	個人用	
	31	32	33	34	35	36	21
事故故障代車費用特約 保険金額	5,000円	7,000円	10,000円	5,000円	7,000円	10,000円	×
身の回り品補償特約 保険金額	30万円	30万円	30万円	×	×	×	30万円

補償の対象外
特約について

個人用「車両保険」の「盗難補償」については、「車両盗難対象外特約」をセットすることによって、補償を対象外とすること

ができます。

「車両保険」の「盗難補償」については、「車両盗難対象外特約」をセットすることによって、補償を対象外とすること

»お車の補償

さまざまな補償

車両保険をセットした場合にセットできます

車両全損時臨時費用特約

保険金額 車両保険金額の10% (20万円を限度)



車が全損となった。
廃車や買い替え、
出費が多そう…。



車の価値が
下がっていても
安心。



車両保険をセットした場合に自動セット

自動セット 車両価額協定保険特約



ご契約時点でのお車の市場販売価格相当額を車両価額として協定し、
保険期間中のお車の価値の減少にかかわらず、ご契約時に定めた価額を車両保険金額とします。
個人用では、本特約をセットしていなくても、本特約セット時と同様の補償内容となります。

もらい事故だから
示談交渉サービス
が受けられない。



自転車で他人に
ケガをさせて
しまった!



原付自転車で
事故を起こして
しまった!



事故で従業員が死亡・
後遺障害を被った場合に
事業主の負担する費用を
補償

弁護士費用特約

保険金額 [法律相談費用] 1事故につき被保険者1名あたり 10万円を限度
[弁護士費用] 1事故につき被保険者1名あたり 300万円を限度

もらい事故など、セコム損保からの保険金の支払いがなく、
示談交渉サービスの対象外となるケース等で、相手方への損害賠償請求をするために
必要となった弁護士などへの法律相談費用や弁護士報酬などの弁護士費用を補償します。

記名被保険者が個人の場合にセットできます

個人賠償責任補償特約

保険金額 1事故につき被保険者1名あたり 3億円を限度

ご本人やご家族が、国内の日常生活において、他人にケガをさせたり、
他人の物を壊したり、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせたりして損害賠償責任
を負ったとき、保険金をお支払いします。

●示談交渉サービス付

個人賠償事故を起こし損害賠償責任が生じたとき、被保険者と相手方の同意が得られるなど
一定の条件を満たす場合には、セコム損保がお客さまに代わって相手方との示談交渉を行います。この場合、セコム損保の選任した弁護士が相手方との交渉にあたることがあります。

●電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約付

ファミリーバイク特約(自損傷害)



ご本人やご家族が、原動機付自転車の運転中に起こした自損事故・無保険車事故・
対人賠償事故・対物賠償事故について、ご契約のお車と同じように補償します。

人身傷害保険をセットした場合にセットできます

ファミリーバイク特約(人身傷害)



ご本人やご家族が、原動機付自転車の運転中に起こした人身傷害事故・
対人賠償事故・対物賠償事故について、ご契約のお車と同じように補償します。

記名被保険者が法人事業主または個人事業主の場合にセットできます

搭乗者傷害事業主費用特約

保険金額 200万円を限度

従業員がご契約のお車に搭乗中に事故に遭い、180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき、
事業主が負担した従業員の見舞費用、代替者の求人採用費用などを補償します。

»さまざまな補償

友人から借りた車で事故を起こしてしまった。



友人から借りたバイクで事故を起こしてしまった。



自動運転システムの誤作動で事故を起こしてしまった。



心神喪失の方が事故を起こしてしまった。



自分に過失のない事故にあった!



補償の対象外特約について

記名被保険者が個人の場合に自動セット

自動セット 他車運転特約

8車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

ご本人やご家族が、他人から借りた車(自家用8車種)を運転中に起こした対人賠償事故・対物賠償事故・人身傷害事故^{*1}・自損事故^{*1}について、ご契約のお車と同じように補償します。

車両保険をセットしている場合は、車両保険で補償される事故の範囲→P.9の損害についても補償します。

*借用車にセットされている保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。

*1 ご本人とご家族のみが補償対象となります。

記名被保険者が個人で、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険のいずれかをセットしている場合に自動セット

自動セット 他車運転特約(二輪・原付)

二輪
原付

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

ご本人やご家族が、他人から借りた二輪自動車・原動機付自転車を運転中に起こした対人賠償事故・対物賠償事故・人身傷害事故^{*2}・自損事故^{*2}について、ご契約のお車と同じように補償します。

*借用車にセットされている保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。

*2 ご本人とご家族のみが補償対象となります。

一般用は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしている場合に自動セット

自動セット 被害者救済費用等補償特約

全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

保険金額 主契約に準じる

ご契約のお車の欠陥や不正アクセスなどを原因として人身事故・物損事故を起こしたとき、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合でも、被害者救済のために保険金をお支払いします。

一般用は対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしている場合に自動セット

自動セット 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

保険金額 主契約に準じる

心神喪失等であったためにご契約のお車の運転者に法律上の損害賠償責任がなく、監督義務者等がない場合であっても、被害者救済のために人身事故・物損事故に対して保険金をお支払いします。

自動セット 無過失事故に関する特約

全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

相手の車との事故により車両保険金のお支払いがあってもお客様に過失のない事故や、保険金のお支払いがあってもご契約のお車の欠陥・不正アクセス等による事故^{*3}や自動運転中の事故^{*3}であり、一定の条件を満たす場合は、更新後の等級や事故有効期間の決定に影響を与えないものとする特約です。

*3:1等級ダウン事故→P.17を除きます。

.....「車両搬送時諸費用特約」については、「車両搬送時諸費用特約の不適用に関する特約」をセットすることによって、補償を対象外とすることができます。なお、この場合ロードアシスタンスのすべてのメニューがご利用になれません。

車の修理中に代車で事故を起こしてしまった。



車が故障で動けなくなつた。



自動セット 臨時代替自動車特約

全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

ご契約のお車を整備工場に預けている間に、代わりに借りたお車で事故を起こした場合、ご契約のお車と同じように補償します。

車両保険をセットしている場合は、

車両保険で補償される事故の範囲→P.9の損害についても補償します。

*臨時代替自動車にセットされている保険契約に優先して保険金をお支払いすることができます。

自動セット 車両搬送時諸費用特約

全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

ご契約のお車が、事故や故障^{*4}により走行不能となった場合に発生した次の費用を補償します。

【搬送引取費用】

保険金額 1事故につき20万円限度

ご契約のお車を走行不能となった地から修理工場等に搬送するためのレッカー牽引費用および、ご契約のお車の修理完了後にご自宅等に引き取るための車両引取費用を補償します。

*4: 鍵閉じこみ、電欠等、バッテリー上がりおよび巻き込みを含みます。

【臨時宿泊費用】

保険金額 1名あたり1万円限度

ご契約のお車が搬送され、走行不能となった地の近くで宿泊せざるを得ないときのホテル代等を補償します。

【代替交通費用】

保険金額 1名あたり2万円限度
(タクシー・レンタカーご利用時は1台あたり2万円限度)

ご契約のお車が搬送され、走行不能となった地からご自宅または目的地まで移動するために他の交通手段をご利用になったときの交通費を補償します。

»さまざまな補償 お手続きを忘れたときに役立つ特約・制度

買い替えた車への入替手続きをうっかり忘れていた。



継続契約の手続きをうっかり忘れていた。



子どもが免許を取ったのに手続きを忘れていた。



自動セット お車の入替における自動補償

全車種

NF
1~9台

F*5
10台以上

個人用
一般用

*5:車両所有者が個人の場合のみ

ご契約のお車を買い替えた際、

新しいお車で補償を受けるために必要な車両入替手続きを忘れてしまっても、一定の条件を満たし、かつ新しいお車を取得した日の翌日から30日以内に車両入替手続きを行えば、取得日までさかのぼって新しいお車を補償の対象とします。また、車両入替手続きが30日を超えた場合でも、対人・対物賠償責任については新しいお車を補償の対象とします。

*新しいお車が車両入替手続きの対象となる用途車種である場合のみ適用される制度です。

自動セット 継続契約の取扱いに関する特約

全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

継続契約の手続きをうっかり忘れてしまっても、一定の条件を満たし、かつ前契約満期日の翌日から30日以内に継続手続きや保険料の払込みを行えば、それまでの期間についても前契約の内容と同条件で補償します。

記名被保険者が個人かつ運転者限定特約・運転者年齢条件特約・高齢運転者対象外特約のいずれかをセットしている場合に自動セット

自動セット 運転者範囲変更漏れサポート特約

*6
全車種

NF
1~9台

F
10台以上

個人用
一般用

ご家族が免許(仮免許を含む)を取得したときなどに、

本来すべき年齢条件や運転者限定の変更をせず運転者範囲→P.16に該当しないまま運転して事故を起こした場合でも、免許取得などの事実発生日から30日以内に変更手続きをした場合は、保険金をお支払いします。

変更手続きが30日を超えた場合も、対人・対物賠償責任については補償します。

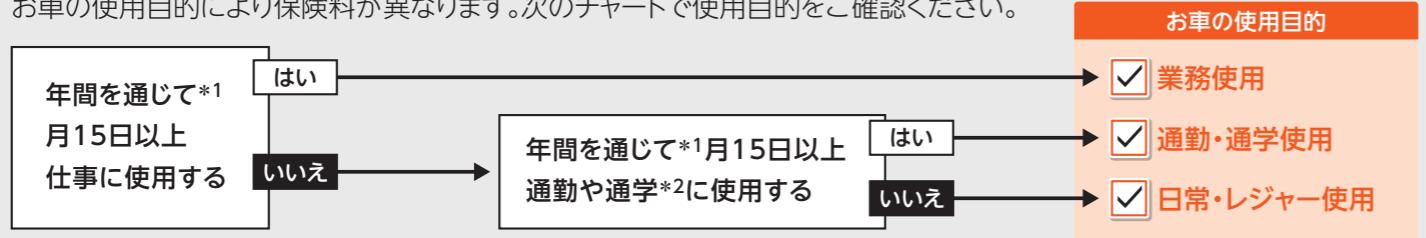
ご確認事項

保険料に関連するさまざまな制度と条件について

1. お車の使用目的



お車の使用目的により保険料が異なります。次のチャートで使用目的をご確認ください。



*1:「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の中途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

*2:「通勤や通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地(自宅の最寄り駅等)への送迎を含みません。

2. さまざまな割引制度

ご契約の条件に応じて、さまざまな割引が適用されます。

割引制度名と割引適用条件	割引内容	対象となる契約種別
▶ ゴールド免許割引 ご本人がゴールド免許の場合に適用	15%割引	8車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用
▶ 新車割引 保険始期日が、初度登録(検査)年月から49か月以内のお車に適用	補償種目 自家用普通・小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 初度登録(検査)年月からの経過月数 25か月以内 26か月以降 49か月以内 25か月以内 26か月以降 49か月以内 対人賠償責任保険 7%割引 4%割引 5%割引 2%割引 対物賠償責任保険 11%割引 4%割引 9%割引 4%割引 人身傷害保険・搭乗者傷害保険 17%割引 16%割引 18%割引 15%割引 車両保険 10%割引 10%割引 3%割引 3%割引	3車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用
▶ ASV割引 AEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装着しているお車*3に適用	9%割引	3車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用
▶ 複数所有新規制度 1台目が11~20等級かつ一定の条件を満たすとき2台目に適用	前契約のない2台目の契約に 6等級でなく7等級を適用	8車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用
▶ ノンフリート多数割引 契約締結時に、1保険証券で3台以上のお車を契約する場合に適用	3~5台のご契約 3%割引 6台以上のご契約 5%割引	全車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用
▶ フリート多数割引 契約締結時に、1保険証券で10台以上のお車を契約する場合に適用	5%割引	全車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用
▶ ノンフリート等級割引 事故歴に基づく等級に応じて適用 ▶ 詳しくはP.17~18をご覧ください	108%割増~63%割引	全車種 NF 1~9台 個人用 F 10台以上 一般用

(注)一部の特約には割引を適用しない等の理由により割引率が表記以下になる場合があります。

*3:ご契約のお車の型式に対応する割引適用期間に保険始期日が存在するときに、この割引が適用されます。

複数所有新規制度の適用条件について

複数所有新規制度は次の①~⑤をすべて満たすとき適用されます。

- ①2台目以降のお車に前契約がない
- ②1台目が11等級以上
- ③1台目、2台目以降ともに自家用8車種
- ④2台目以降の記名被保険者が1台目と同一の個人*4
- ⑤2台目以降のお車の所有者が1台目のお車の所有者、または1台目の記名被保険者と同一の個人*4

*4:「同一の個人」には、記名被保険者の配偶者、記名被保険者の同居の親族、配偶者の同居の親族が含まれます。

3. 運転者の範囲を限定する特約

運転する方が決まっている場合、運転者の範囲を限定する、

次のさまざまな特約をセットすることで保険料を割引することができます。

運転者の範囲を限定する特約	運転する方					割引率
	① ご本人	② 配偶者	③ 同居の親族	④ 別居の親族、友人など	⑤ ①②③が営む事業の従業員	
<input checked="" type="checkbox"/> 運転者限定特約 「本人限定」	補償される					本人・配偶者限定 対人賠償責任保険 10%割引 7%割引
<input checked="" type="checkbox"/> 運転者限定特約 「本人・配偶者限定」	補償される					対物賠償責任保険 8%割引 5%割引 人身傷害保険・搭乗者傷害保険 13%割引 10%割引
<input checked="" type="checkbox"/> 運転者従業員等限定特約	補償される		補償されない		補償される*5	車両保険 7%割引 4%割引 5%割引

*5:①が営む事業の従業員に限ります。

記名被保険者が個人の場合 上記①②③⑤で運転する方のうち、もっとも若い方の年齢に合わせて運転者年齢条件をお選びください。 ^{*6}	記名被保険者が法人の場合 運転されるすべての方の中で、もっとも若い方の年齢に合わせて運転者年齢条件をお選びください。			
	運転者年齢条件特約 NF 1~9台	割引率:小 全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
セト可能な車種 (上段:個人用) (下段:一般用)	自家用8車種 自家用3車種・二輪・原付	自家用8車種 自家用3車種・二輪・原付	自家用8車種 自家用3車種・二輪	自家用8車種 二輪
※6:④については運転者年齢条件にかかわらず補償します。	高齢運転者対象外特約 8車種 NF 1~9台 個人用	さらに割引! 70歳以上補償対象外		

※運転者の範囲を限定する特約について、記名被保険者以外の運転者(上記②③⑤)で70歳以上の方がいる場合、高齢運転者対象外特約をセットするとその方は補償対象外となりますのでご注意ください。
運転者年齢条件特約で「35歳以上補償」を選択し、保険始期日時点の記名被保険者の年齢が68歳以下の場合は左記もセト可能です。

沖縄料率について

お車を主に使用する地域が沖縄県の場合、保険料が割引となる可能性があります。詳しくはお見積り時にご確認ください。

保険料の払込方法について 次の方法がお選びいただけます。

払込方法	払込手段	保険料クレジットカード 払特約*8や初回保険料 払取扱票・請求書払 特約などの取扱いもござ いますので、ぜひご活用 ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 一時払 保険料全額を一括で払い込む方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接現金集金方式	
<input checked="" type="checkbox"/> 分割払*7 月払等、保険料を分割して払い込む方法(一時払より5%割増)	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替方式	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込方式

*7:保険料の総額が一定額以上となる場合等には、割増のない分割払(大口)があります。

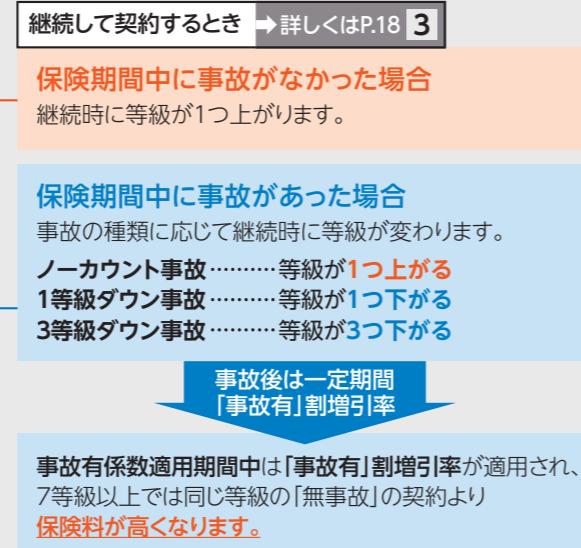
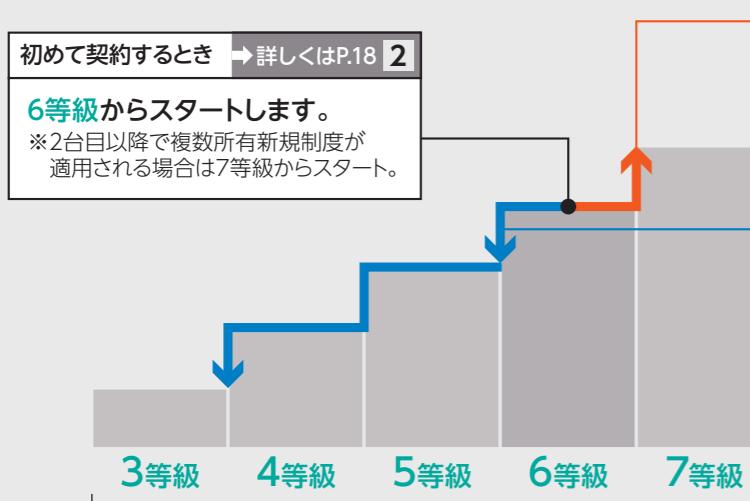
*8:クレジットカードによるお支払いのお取扱いができるご契約は限定されておりますので、取扱代理店またはセコム損保にお問い合わせください。

ノンフリート等級別料率制度について

(注) 前契約の保険期間が1年の場合の説明になります。前契約の保険期間が1年未満(1年契約を保険期間の途中で解約等した場合を含みます。)または1年を超える場合は取扱いが異なりますので、詳しくは取扱代理店またはセコム損保までお問い合わせください。

1. ノンフリート等級別料率制度とは

事故歴に応じて等級を定め、保険料を割増・割引する制度です。
等級は継続のたびに見直されます。



等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
「無事故」割増引率(%)	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
「事故有」割増引率(%)	108	63	38	7	2	13	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

事故の種類	①ノーカウント事故 適用された補償がすべて右に含まれる*1事故	②1等級ダウン事故 右のいずれかの原因により起きた車両保険に係る事故	③3等級ダウン事故 ①②以外の事故
	<ul style="list-style-type: none">人身傷害保険搭乗者傷害保険無保険車事故傷害特約事故故障代車費用特約身の回り品補償特約ファミリーバイク特約弁護士費用特約搭乗者傷害事業主費用特約個人賠償責任補償特約被害者救済費用等補償特約心神喪失等による事故の被害者損害補償特約車両保険の次の費用[盗難車引取費用、盗難時の車室内清掃費用、盗難車追尾費用]車両搬送時諸費用特約	<ul style="list-style-type: none">ア.火災・爆発*2イ.盗難ウ.騒じよう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為エ.台風・竜巻・洪水・高潮オ.窓ガラス破損*2カ.落書キ.いたずら*3ク.飛来中または落下中の他物との衝突ケ.その他偶然な事故*2	

*1:これ以外に、無過失事故に関する特約の適用により所定の条件を満たす事故もノーカウント事故として取扱います。

*2:飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触または転覆・墜落によるものを除きます。

*3:ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と他のお車との衝突・接触によるものを除きます。

事故有係数適用期間

初めてのご契約時の事故有係数適用期間を0年とし、継続のたび右の通り更新されます。事故有係数適用期間が1年以上のときは、「事故有」割増引率が適用されます。

事故有係数適用期間	前契約		継続契約の事故有係数適用期間 (前契約の事故有係数適用期間に対して)
	事故有係数適用期間	事故有無・事故区分	
0年	無事故・ノーカウント事故のみ	0年で変わりません	
	3等級ダウン事故	事故1件につき、「3年」加えます	
	1等級ダウン事故	事故1件につき、「1年」加えます	
1~6年	無事故・ノーカウント事故のみ	「1年」引きます	
	3等級ダウン事故	「1年」引いた後に、事故1件につき、「3年」加えます	
	1等級ダウン事故	「1年」引いた後に、事故1件につき、「1年」加えます	

※事故有係数適用期間の上限は6年となります。

(注) 前契約に事故有係数適用期間の適用がない(0年~6年以外)ご契約の場合は、上記の取扱いと異なります。

詳しくは取扱代理店またはセコム損保までお問い合わせください。

2. 初めてご契約されるとき

1台目は6(S)等級、2台目以降で複数所有新規制度が適用される場合は7(S)等級となり、次の割増引率が適用されます。

等級	1台目	2台目以降(複数所有新規制度)
6(S)		7(S)
割増引率	3%割増	38%割引

※初めてご契約される場合の事故有係数適用期間は0年となります。

複数所有新規制度とは……2台目以降のご契約時に一定の条件を満たすと適用される優遇制度です。→詳しくはP.15

3. 継続してご契約されるとき

継続時には、前契約の事故の有無などに応じて、次の通り等級や割増引率が見直されます。



4. 等級や事故有係数適用期間の継承について

記名被保険者を変更した場合でも、次のケースでは等級や事故有係数適用期間を継承できます。

同居の親族内*4で 記名被保険者を変更した	個人事業を法人化したので、記名被保険者を 個人から法人に変更した*5
--------------------------	---------------------------------------

*4:記名被保険者の配偶者の同居の親族を含みます。 *5:事業内容が同一である等、所定の条件を満たす場合に限ります。

なお、次のケースでは、原則として7~20等級を継承できません。

記名被保険者を 別居の親族に変更した	車両入替できない条件の 車に変更した	満期日の翌日から 7日以内に継続しなかった	前契約が解除された
-----------------------	-----------------------	--------------------------	-----------

※前契約の等級が1等級~5等級の場合や、事故有係数適用期間が1年~6年の場合は、その等級や事故有係数適用期間を継承しなければならない場合があります。